

事 務 連 絡
平成 29 年 8 月 24 日

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

「医療費通知を活用した医療費控除申告簡素化」に係る留意点について

標記について、平成 29 年 7 月 3 日付けで「医療費通知を活用した医療費控除の簡素化」Q & A を送付したところですが、医療費通知を医療費控除の申告に使用する方に対して適切に情報提供を行っていただく観点から、医療費控除の申告に使用できる医療費通知の欄外等に記載していただきたい文言の例（同 Q & A 問 11 関連）を下記のとおりお示ししますので、保険者において参考にさせていただきよう、管内の市町村（指定都市及び特別区を含む。）及び国保組合に対しこの旨を周知していただくようお願いいたします。

記

1. 本医療費通知は、医療費控除の申告手続で医療費の明細書として使用することができます。なお、医療費控除の対象となる支出で、本医療費通知に記載されていないものがある場合には、別途領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を申告書に添付していただく必要があります（この場合、医療費領収書は確定申告期限から 5 年間保存する必要があります。）。
2. 「支払った医療費の額」には、自己負担相当額が記載されています。なお、「支払った医療費の額」と実際にご自身が負担された額が異なる場合（公費負担医療や地方公共団体を実施する医療費助成、療養費、出産育児一時金、高額療養費がある場合など）があります。こうした場合には、例えば、「支払った医療費の額」欄に記載の額から公費負担医療の額を差し引く等、ご自身で額を訂正して申告いただく必要があります。
3. 医療費控除の申告に関することは、税務署にお問い合わせください。